

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第138回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話042-769-8331 (直通)		
開催日時		令和4年9月30日(木) 午前9時30分から午前10時30分まで		
開催場所		Web会議		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)		
	その他	2人(実施機関)		
	事務局	3人(情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主任)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第		<p>議 題</p> <p>1 第137回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について</p> <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について(報告)</p> <p>4 その他</p>		

主な内容は次のとおり

1 第137回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第137回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

(1) 個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

事務局からの概要説明、実施機関であるこども家庭課から説明の後、質疑応答が行われた。

(慎委員) アンケートはグーグルフォームを利用し、収集された情報は、教育委員会等で加工してから提供されるのか。それとも、アンケートを行った結果そのものが提供されるのか。

(実施機関) アンケート結果をこども家庭課で集計して、面接の対象になる児童や必要な情報のみを一覧にして学校へ提供する予定である。

(慎委員) グーグルフォームでアンケートを行った後は廃棄するでよいか。

(実施機関) 内容の確認が終わり必要な情報の確認ができた時点で、不要なものについては廃棄する予定である。

(慎委員) アンケートが行われる間で、例えば学校や担任が、途中結果を閲覧できると

いうことはないか。対象となっていない人はアクセス制限されているということでもいいか。

(実施機関) アンケートの途中で担任等は見られないようにする予定で、対象になっていない人はそこには入れないような仕組みである。

(慎委員) 承知した。

(慎委員) データの提供方法だが、学校がシステムにアクセスして閲覧するのか、データそのものを学校に提供するのか。

(実施機関) 面接の対象になる児童生徒の結果についての一覧を、システムを利用して学校に送る。

(慎委員) データで送るのか、紙で送るのか。

(実施機関) データで送る。

(慎委員) データの取扱いに対しても注意しているということでもいいか。どんなにセキュリティが強化されていても、エクセルなどのデータを管理できずそこから流出する場合もあると思うが、そういったことに対する注意事項は周知されるのか、確認したい。

(実施機関) こども家庭課から学校に送ったデータの取扱いを各学校でどうするか、ということか。

(慎委員) そうである。

(実施機関) 情報セキュリティポリシーを遵守し扱うようにさせている。

(慎委員) データ暗号化などの対策がされていれば漏えいしてもある程度安心できるが、セキュリティポリシーがあるから市は責任ありませんとは言えないと思う。データで提供する際にどのような仕組みで提供されるか、つまりシステム上で閲覧させるだけなのか、エクセルファイルなど実際のデータファイルを提供するかで、全然違ってくると思う。システム上での閲覧なら、ログイン履歴などで管理ができるが、実際のデータを渡すなら、データそのものを暗号化するなどの対策がされるか、ということを確認したい。

(実施機関) 学校への提供は外部への持ち出しになるため、エクセルにはパスワードがかかる。

(慎委員) 承知した。

(齋藤委員) エクセルファイルで提供する、ということだが、データそのものを提供するよりは、システム上でログインして、閲覧のみができるレベル、つまりファイルそのものは市で管理し、学校側は閲覧だけできる、というようにした方が、漏えいの危険性が少ないと思う。データにパスワードをかけるのは基本だと思うが、可能であるなら市の何らかのサーバーなどにアクセスさせて閲覧のみができるというような、ファイルそのものを学校に渡さないようにできるなら、その方がよいと思うが、そういったことは、今からでは対応は難しいか。

(実施機関) 各学校で面接の対象者であることがわかりやすいように、学校での事務負担を軽減する観点から、対象者のみを一覧にして学校へ渡したい。

(齋藤委員) 面接対象者は、15人に1人ぐらいであるのなら、おそらく1クラスに2, 3人だと思われる。それをファイルで渡すよりは、システム上で閲覧できるレベルで十分なのではないかと思うが、ファイルで渡すことが決まっているならしょうがないとも思う。今回で調査が終わりという内容ではないと思うので、次回以降までになるべくデータでは渡さないような仕組みを構築できるとより安心できると思う。データそのものを渡した場合、先生に削除を依頼しても、日々の業務が忙しく、削除を忘れ、残ったままになることも考えられる。

(慎委員) 市の問題ではなく、国として教育ネットワークシステムが構築できていないのではないかと、とも思う。システムがしっかり構築されていれば全てシステム上で完結することも可能であろうと思うが、現状ではデータで渡す際には取扱いに注意していただきたい。

(実施機関) 承知した。

(齋藤委員) 児童生徒が回答を入力するときは、学校でのみ回答させるのか、家庭でも回答できるようにするのか。家庭でも回答できるようであると、家族も見ようと思えば見ることができてしまう。運用の仕方はどのように決まっているのか。回答終了後はアクセスできないようにし質問項目も保護者が見ることができない方向なのか、それとも、家で答えてきてもよいといった緩やかな方向なのか。

(実施機関) 基本的には、授業等の時間を使い、学校内で回答させる。保護者に対しては、ホームページに質問項目を載せ、確認したい場合はホームページを見てもらう。

(齋藤委員) 承知した。保護者が質問を見るのはいいが、回答に指示を出されるとよくないと思う。

(齋藤委員) 不要になったデータ削除の運用方法はどのように考えているか。

(実施機関) 面接が終わった段階で、各学校から教育委員会へ面接終了の旨を報告し、その後教育委員会と学校で、福祉的な支援につなげる必要があるかを検討する。その一連の流れが終わった段階で、必要ないデータについては削除するよう学校へ依頼する予定である。

(齋藤委員) 削除を依頼するのみでは少し心配がある。削除したかの確認まではせずに依頼で終わりでよいのか。センシティブな情報であると思うので、少し心配している。

(実施機関) 現時点では削除の依頼のみの予定である。

(齋藤委員) 承知した。少なくとも学校長に削除の確認を依頼するなど、確実に削除してもらえそうな方策を考えてもらいたい。

(実施機関) 承知した。

(会長) 慎委員と齋藤委員から重要な意見を頂いた。1点目は学校との情報伝達の方法、2点目はデータ削除の方法についてであった。データの削除については、支援につなげる場合は継続の案件となるのでデータを削除することはないと思うが、そうでないデータは今話があったような取扱いが望まれると思う。学校で取り扱われている情報は成績などセンシティブな情報を扱うので、一定の文書管理基準に則って管理されていると思うが、今回の件に関しても注意して取り扱うよう学校に伝えることは大切だと思う。もう1点は、個人情報そのものの話ではないが、ヤングケアラーとなっているこどもと保護者が利益相反の関係になっている場合があるということに注意が必要であるということ。積極的に支援を受けたいという場合は利益が一致するので問題ないが、そうでない場合は収集の段階で注意が必要である。今回の諮問は条例11条の電子計算機の結合の話なので、それ自体は問題なく、むしろ活用してほしいが、学校では回答したくない、家庭では回答したくないなど色々な状況が考えられるため、回答方法について柔軟な対応ができるよう伝えたい。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

(会長) 本諮問はオンライン結合に関するものであるので、その点については問題ないと思われるが、本諮問に対してではなく、先ほど議論のあったオンライン結合で提供した後の取扱いについて、つまり①学校へのデータ提供方法、②データの適切な時期での削除、③収集(回答)時の児童生徒の自主性を損なわないような配慮について、事務局を經由して実施機関に伝えてほしい。

(事務局) 承知した。

(会長) 1点目のデータ提供方法についての話だが、実際は市のサーバーにアクセスさせる方法と、暗号化したデータを提供する方法と、仕組みとしては両方あるように思うが、どうか。

(事務局) データの持ち出しについては上長の承認が必要で、暗号化もされる仕組みとなっている。もう一方は学校と教育委員会とのやり取りになるため、確認しないと分からない。

(会長) 可否を含めて、実際にその手段を使うかどうかは政策判断になるかと思うが、サーバ

一にアクセスさせるような方法の方が、より確実ではないかという意見があったということを実施機関に伝えていただき、今後の課題としていただく。事務局経由で伝えていただきたい。削除についても、一定のルールに基づいて取り扱われているものと考えており、念押しの確認という意味もあろうが、齋藤委員からもあったように、教員も忙しく漏れがちになる可能性もあると思われるため、学校には徹底するよう伝えていただきたい。3点目は事柄の性質なので指摘程度の話かもしれない。3つの留意点については、事務局を経由して実施機関に伝えるということによいか。

(慎委員・齋藤委員) 異議なし

審議の結果、ヤングケアラーに関する実態調査におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

4 その他

事務局より、市役所全体を対象として個人情報取り扱い業務に係る委託契約の再委託等の状況について調査した結果について報告があった。事務局からの報告の後に、次の質問があった。

(齋藤委員) 書類に不備があったものは、現在は解消されていると考えてよいか。

(事務局) すぐに対応できるものはすぐ対応していただき、取扱い件数の多いものは担当課と協議しながら進めているところである。

(齋藤委員) 承知した。健康福祉局が突出して多いが、何か理由はあるか。

(事務局) 健康福祉局は取り扱う個人情報の数がそもそも多いという側面がある。一番不備が多かった地域包括ケア推進課は、各地域包括支援センターに委託し、そこからさらに再委託を行うという状況であるため、業務の性質上どうしても数が多くなっている。

(齋藤委員) 承知した。改善については、業務の性質上、業務のやり方自体を変えないと改善されないようなものなのか。

(事務局) 業務の性質上、どうしてもそれぞれの地域包括支援センターに依頼し、そこからさらに再委託しないとならないものであるため、根本的な部分を変えることはできない。ただ、個人情報を取り扱う業務としては委託も再委託も同様であるので、効率的な報告の仕方を担当課と協議しているという状況である。

(齋藤委員) 承知した。

事務局より、個人情報保護法改正に係る最近の状況及び今後の予定について、次のとおり報告があった。

(事務局) 前回6月30日の審議会で答申案が固まり、7月21日に市長へ答申を渡した。その後庁議を行い9月6日に開催された市議会9月定例会議総務部会において制度改正の内容を説明し

た。その後、9月15日から10月17日にかけてパブリックコメントを実施している。終了後市議会12月定例会議において条例案を議案として上程し、審議を経て可決されれば条例として公布されることとなる。

(会長) 承知した。

(事務局) 市議会9月定例会議の、共産党議員の一般質問において、3月の審議会で答申いただいた、自衛官募集に関する住民基本台帳の提供の件について質問があり、その内容が神奈川新聞の記事にもなったため、昨日電子メールで情報提供させていただいた。審議会の審議過程に特段瑕疵はないものであるが、情報提供だけさせていただいた。

(会長) 新聞記事は拝見した。閲覧と提供は違うため、法的根拠を整える、というのは一理ある。そうはいつでも、審議会で議論したとおり、国の法律運用は、実施機関の判断でできるようにしようということになっている。ただし、今回のような意見もある、ということは留意しておく必要があると思う。

次回の審議会については、直近では予定がないが、年度内に数回程度開催の可能性はある。開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和4年9月30日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	欠席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	欠席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	欠席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	欠席	
11	寺田 麻佑	一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授	欠席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	欠席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで